



マニフェストは適正処理の第一歩！



産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ

マニフェスト制度とは？

産業廃棄物処理業者に対し、**産業廃棄物の引き渡しとともに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付**し、処理終了後にはそのマニフェストの写しの送付を受け、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することにより、**産業廃棄物の適正な処理を確保**する制度です。

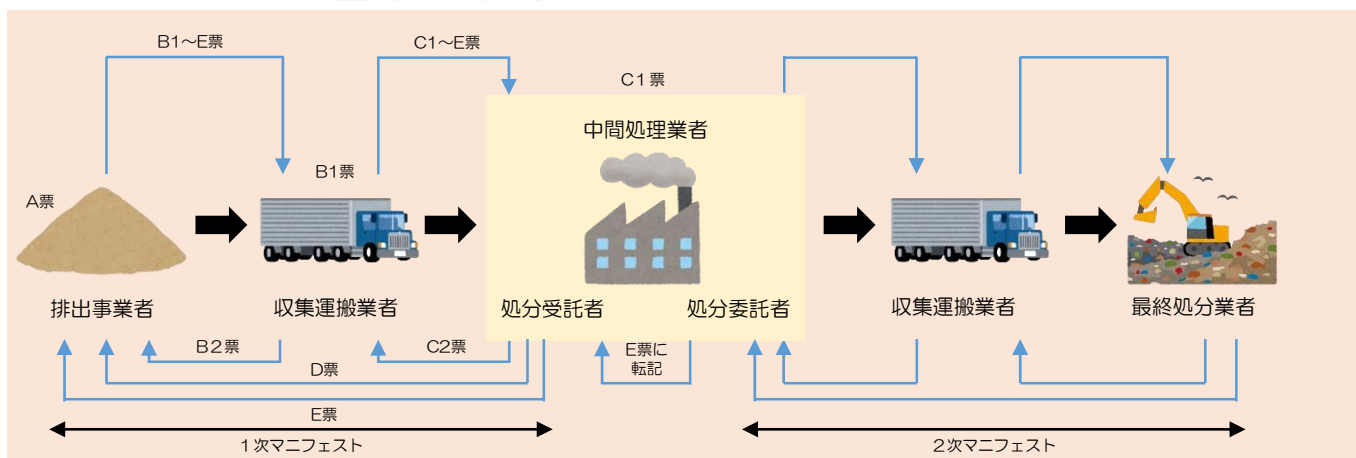
マニフェスト交付時の注意点は？

- **法令で定められた事項**を記載し、処理受託者へ交付すること
（**チラシ裏面朱字部分は、排出事業者に記載する責任**があります。）
- マニフェストは**産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付**すること
- マニフェスト**A票は交付日から5年間保存**すること
マニフェスト**B2, D, E票は返送を受けた日から5年間保存**すること

△不適正なマニフェストの取扱い例△

- ✖ 排出事業者が、下請け業者や発注者になっている。
⇒建設工事に係る産業廃棄物は、**元請業者が排出事業者**です。
- ✖ 数量や種類が記載されていない。
⇒**交付時に数量や種類の記載が必須**です。（記載例は裏面参照）
- ✖ 交付時にA票も交付している。
⇒**A票は交付時に排出事業者の控えとして保管**します。

マニフェストの基本的な流れ



マニフェスト交付状況の報告を忘れずに！

マニフェストを交付した者は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付状況等の都道府県知事への報告が義務づけられています。

（電子マニフェスト※のみを利用している場合は不要）

【※電子マニフェストの詳細はこちらから→】



マニフェストA票の記載方法



建設工事の場合、**元請業者が排出事業者**です！

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票											
交付年月日	令和〇年〇月〇日		交付番号	〇〇〇〇〇〇〇		整理番号	必要に応じて記載		交付担当者 氏名	管理票の交付を行った排出事業者の担当者氏名	
事（排出者）	氏名又は名称 〇〇会社					事（排出事業場）	名称 排出工場・現場の名前を記載				
	住所 〒 電話番号 排出事業者の本社、事務所の所在地（個人は住所）						所在地 〒 電話番号 電話番号 〇〇市△△				
産業廃棄物	☐ 種類（普通の産業廃棄物） ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら（有害） ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油（有害） ☐ 7425 廃油（有害） ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉛さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥（有害） ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がいし類 ☐ 7110 強酸（有害） ☐ 7427 廃酸（有害） ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7428 廃アルカリ（有害） ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 ばいじん ☐ 7410 PCB等 ☐ 7429 ばいじん（有害） ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7420 廃水銀等 ☐ 7430 3号廃棄物（有害） ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 7423 鉛さい（有害） ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐					数量（及び単位） 〇 t、m、個 等		荷姿 バラ、ドラム缶、ポリ容器等			
	該当する産業廃棄物の種類に✓					産業廃棄物の名称 通称名を記載					
	中間処理 産業廃棄物 管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 帳簿記載のとおり 一次マニフェストの場合は斜線 ☐ 当欄記載のとおり 二次マニフェストの場合は一次マニフェストの交付番号等を記載					有害物質等 該当物があれば記載 特記事項があれば記載 処分方法 該当する場合は✓					
	最終処分 の場所 名称／所在地／電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり 委託契約書記載のとおりにチェックを入れるか、 ☐ 当欄記載のとおり 当欄記載のとおりにチェックを入れて所在地等を記載					備考・通信欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物					
	運搬受託者	氏名又は名称 株式会社△△					運搬先（処分事業場）	名称 〇〇処分場			
		住所 〒 電話番号 契約書に基づき記載						所在地 〒 電話番号 契約書に基づき記載			
	処分受託者	氏名又は名称 〇〇株式会社					積又は保管	名称 〇〇積替え保管場所			
		住所 〒 電話番号 契約書に基づき記載						所在地 〒 電話番号 契約書に基づき記載			
	運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 運搬担当者が記載					(受領欄)	運搬 終了年月日	年 月 日	有価物拾得量	数量（及び単位）
	処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)					(受領欄)	処分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日	年 月 日
最終処分 を行った場所	名称／所在地／電話番号 マニフェストA票では 斜線部分は記載しない					照合確認 B 2票 年 月 日 D 票 年 月 日 E 票 年 月 日					

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

出典「（公社）全国産業資源循環連合会発行 産業廃棄物管理票」

数量は、重量(tやkg)に限らず、m³、個、台、袋などの単位でも構いません。
交付時に数量を空欄にしてはいけません。



管理票の写しの各票が
戻ったときに記載

問合せ先

担当課	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部環境課	岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、 和気町、吉備中央町
備中県民局 地域政策部環境課	倉敷市羽島1083	086-434-7007	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町
美作県民局 地域政策部環境課	津山市山下53	0868-23-1243	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町

※岡山市及び倉敷市の区域については両市にお問い合わせください。